

候て渡申候。御知行さういあるべからず候。當富樫兄弟よ
うちのあひだ、先源通判形を加候てわたし申候。大方置文
にのせられ候上は、子細あるべからず候。仍爲後證狀如
件。

康安元年八月廿五日

沙彌源通 在判

(沙彌源通の富樫用家なることに就きては、延文四
年六月の條に之を出せり。)

十二月十五日。足利義詮、加賀の士狩野義茂に、
加賀郡若松莊を安堵せしむ。

【狩野文書】

四九四

加賀國若松庄地頭職備後彦太郎跡事、帶先日下文知行之處、仁
木左京大夫入道後日掠給云々、仍所返付也。專文和三年
十二月九日下文、如元可令領掌之狀如件。

康安元年十二月十五日

寶篋院殿 在判

狩野伊豆入道殿

十二月廿五日。長谷部秀連、總持寺ゑんせう首
座に田地を讓與す。

【總持寺文書】 鳳至郡

四九五

さり申候、のとのくに楯比のしやうの中さい所ほりのこし
みやのまゑの田、
さとう太郎入
だうがつくり

右田は、ゑんせうしゆその御ほいだうのためにさり申候

なり。たゞしゑんせうしゆその御一ごのちちは、あまこ

ゆふいふれいのほだいのために、ゑんせうしゆをそうぢ嶋

さんをしやうの御塔頭たちうにきしん申たてまつり候なり。

若此田にをいてしそんらの中に、いらんわづらい申物候

はゞ、此狀にまかせて御さたをいたさるべく候、よてご

日のために、じやうくだんのごとし。

康安元年十二月廿五日

長谷部秀連 在判

正平十七年 壬寅

康安二年 京郡

貞治元年 九月廿三日

改元

紀元二〇二二

正月廿三日。足利義詮、能登守護吉見氏頼をし
て、地頭御家人を督して共に桃井直和を越中に

討たしむ。

【吉見文書】

四九六

桃井申務副助少輔以下凶徒等、令亂入越中國畢。早令下向、
相催能登國地頭御家人等、馳向彼在所、可致忠節之狀
如件。

康安二年正月廿三日

足利義詮 在判

二月九日。峨山紹碩、鳳至郡總持寺未來住持職
のことを定む。

【總持寺文書】 鳳至郡

四九七

當山第二祖峨山大和尚遺狀

惣持寺未來住持職事

右彼寺者、瑩山和尚讓与紹碩處也。仍於後代之住持職

者、於紹碩法嗣之史、撰器用仁於而、可補住持職、於未

代守此旨可住持之狀如件。

康安二年 二月九日

住持 紹碩 在判

四月廿五日。假揭

【天野文書】

四九八

のとのくにとくだのほうしらの田むらのうちのみやうで
んの事、さゑもん五郎にゆづりあたうものなり。田や
しきのやうは、ほんゆづりにみゑたり。ながくたのさま
たげあるべからず。よてゆづりじやうくだんのごとし。
ぢやうぢぐわんねん四月廿五日

びくにせんせう 在判

(貞治の改元は九月廿三日に在り。然るにこの文書
は四月廿五日附にして貞治元年とするもの疑ふべ
し。さればとて長治にあらざることを勿論なり。改元
後の作製か偽文書か、未だ俄に斷すべからず。その
影寫は天野文書に載せたり。)

五月廿二日。足利義詮、能登守護吉見氏頼の鹿
島郡石動山合戦の報を得、援兵を遣はすべきを
告ぐ。

【古蹟文徴】

四九九

能州石動山合戦事、去十日注進狀披見訖。所差下軍勢也。